

柏崎刈羽新規制基準保安規定審査コメント反映整理表(7月9日以降抜粋)

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
144	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-80)	その機能を代替するDBA設備があるSA設備のLCO適用期間の設定変更に関しては、保安規定変更に係る基本方針における「適用する原子炉の状態の基本的な考え方」との整合性を考慮し、LCO適用期間の設定の考え方を整理して提示すること。			
145	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-80)	機能を代替する対象のDBA設備が明確ではないSA設備のLCO適用期間の設定変更に関しては、変更前後における要求される措置及び保全作業の比較の観点から、変更の妥当性を整理して提示すること。また、変更によってPWRにおける当該設備のLCO適用期間と差分が生じる場合には差分の妥当性を整理して提示すること。			
146	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	今回の申請が7号炉単独であることを踏まえ、常設代替交流電源設備に対するLCO逸脱時に要求される措置として、号炉間融通ケーブルを用いた場合のAOT設定の妥当性について整理して説明すること。	TS-25 コメント回答資料	要求される措置A1.2.の措置である号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電について、融通元である6号炉側の電路・電源元を自主対策設備として整理していることから、要求される措置A1.3.の完了時間を30日間から10日間に変更した。	
147	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	66-8-1でPARの所要数を54台としているが、設置許可では余裕を見込んで56台設置するとしており予備とは明確に位置付けられていない。所要数を54台とするのであれば、54台に必要な水素除去性能を有していることを設置許可での整理を踏まえて説明すること。	TS-25 コメント回答資料	運転上の制限について、PARの所要数を54個から56個に変更した。 要求される措置について、動作可能なPARの個数が「56個未満54個以上」及び「54個未満」の場合に分けて設定し、動作可能なPARの個数が「56個未満54個以上」の場合については、原子炉格納容器からの水素ガス漏れ量を想定した必要個数(53.3個)以上が動作可能であることから、当該設備を「速やかに」動作可能な状態に復旧する措置を実施することとした。	
148	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	原子炉建屋の水素濃度計のLCO逸脱時に要求される措置を「所要数を満足していない場合」、「動作不能の場合」と区分しており、8個ある水素濃度計を区別なく同列に扱っているが、仮に原子炉建屋の下層階の水素濃度計のみが機能を維持している場合には、格納容器の上部から漏れいする水素を検知することは困難と考えられるため、LCO逸脱時に要求される措置の考え方を整理して説明すること。	TS-25 コメント回答資料	全ての水素濃度監視設備が動作不能となった場合又は全ての水素濃度監視設備が動作不能となる前であっても最上層である原子炉建屋燃料取替床に設置される水素濃度監視設備3チャンネル全てが動作不能となった場合は、要求される措置Bへ移行する。 なお、原子炉建屋燃料取替床に設置されている水素濃度監視設備が1チャンネルでも動作可能である場合は、要求される措置Bに移行しない。	
149	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25,26)	SA設備としても使用する原子炉隔離時冷却系(RCIC)のサーベランスについて、CSPを水源としたサーベランスの必要性の有無について説明すること(実条件性能確認の観点から、可能ならばより実条件に近い条件で試験すべき。また、その場合、高圧代替注水系と同様に第46条S/Pの水位及び第66条CSP(重大事故等収束のための水源)への反映が必要)	審査会合資料	HPACはCSP水源単独の設計としており、性能確認はCSPで実施するほか方法がない。RCICは、CSPと比較し水頭差の小さいS/P水源での性能確認が可能であり、S/P水位の上昇およびCSP水位の低下を招く方法にて確認運転を実施する必要はなく、現行のS/P水源であるRCICサーベランス方法で十分実条件性能を確認できていると考える。 なお、RCICの通常選択されている水源はCSPであり、このCSPからRCICポンプ間の流路には動的機器の電動弁である水源切替弁が存在するものの、CSP側入口弁は通常全開状態であり、RCICの始動要求時に弁動作を伴うものではないため、CSPからRCICへの水源の供給は問題なく行われる。また、CSP吸込みラインの健全性(満水確認)については巡視点検による吸込圧力の確認により健全性を確認している。よって、CSPを水源とした運転確認は不要と整理する。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
150	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	耐圧強化ベント系を動作不能と判断した場合に、LCO逸脱の判断が遅れることがないよう、格納容器圧力逃がし装置の動作確認等の運用について整理すること	TS-25 コメント回答資料	66-5-2(耐圧強化ベント系)について、TS-25の説明欄に、耐圧強化ベント系が動作不能になった場合に格納容器圧力逃がし装置についても確認する旨を記載した。 併せて、66-5-1(格納容器圧力逃がし装置)の説明欄にも、格納容器圧力逃がし装置が動作不能となった場合に耐圧強化ベント系についても確認する旨を記載した。	
151	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	燃料プール代替注水系のLCOとして、常設スプレイヘッドが所用数を満足していない場合の取扱いについて、全ての重大事故等対処設備にLCOを設定するという事踏まえ、整理して説明すること。	TS-25 コメント回答資料	常設スプレイヘッドが所要数を満足していない場合でも可搬型スプレイヘッドが所要数を満足している場合は運転上の制限を満足すると整理していたが、常設スプレイヘッド及び可搬型スプレイヘッドの両方が動作可能であることを運転上の制限とした。 また、常設スプレイヘッドが動作不能の場合において、可搬型スプレイヘッドが動作不能の場合と同様の措置を実施する旨、条文に追記した。	
152	審査会合	2020/7/9	66条 (TS-25)	2N要求設備(例:可搬型代替交流電源設備)のLCO逸脱の宣言のタイミングについて、整理して提示すること。(1系列動作不能の場合、直ちに宣言するのか、又はもう1系列の動作確認を行い、条件A及びBを判断してから実施するのか。	TS-25 コメント回答資料	2N要求設備(例:可搬型代替交流電源設備)のLCO逸脱の宣言のタイミングについて、下記のように整理した。 ・2N要求設備である可搬型代替交流電源設備の場合、2系列未満1系列以上となった場合には、条件Aにて残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 ・動作確認の結果、動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列以上の場合には、条件Aで要求される措置を継続して実施し、1系列未満の場合には条件Bへ移行し、条件Bで要求される措置を実施する。 可搬型代替交流電源設備、代替原子炉補機冷却系、海水移送設備、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)について、2N未満1N以上となった場合に要求される措置を追記した。	
	審査会合	2020/7/9	その他	格納容器の過圧過温防止するための手順について、ベントの実施を当直副長が判断することに疑義を生じかねない記載があることから、許可での議論を踏まえ記載を見直すこと。	審査会合資料	事故時運転操作手順書(シビアアクシデント)フローの格納容器ベントを実施する際の記載について、設置許可変更申請書を踏まえ、当直副長が格納容器ベント判断をすることが明確となるよう、緊急時対策本部へ「相談」から「連絡」に変更した。	
153	ヒヤリング	2020/7/14	審査会合(6/2) コメント回答資料	P3の判断フローについて、注釈の処理等をよりわかりやすく記載すること。また起動する非常用ディーゼル発電機の号機を明確にすること。	審査会合資料	注釈について、降灰終了後の対応を補足するものであったが、そもそも降灰終了後の対応を説明する本資料においては補足自体が不要なものであったため削除を行った。 起動する非常用ディーゼル発電機においては、A系、B系の表記を追記した。	
154	ヒヤリング	2020/7/14	27条 (TS-48)	RSSでの注水設備の水源の監視について、その要否を整理し、説明すること。			
155	ヒヤリング	2020/7/14	27条 (TS-48)	RSSのLCO適用期間について、冷温停止中のRSSの維持の要否を整理し説明すること。			

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
156	ヒヤリング	2020/7/14	48条 (TS-81)	ドライウェル点検後の窒素ガス封入のタイミングとCR引き抜きのタイミングの関係をわかりやすく示すこと。また、モードスイッチの「状態」を示すこと。	TS-81	TS-81の表を修正し、モードスイッチの「状態」記載した。また、ドライウェル点検終了から窒素ガス置換が完了するまでの期間についても解るように修正した。	
157	ヒヤリング	2020/7/14	48条 (TS-81)	格納容器内の酸素濃度を1.8%以下と規定しているが、格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなすための1.8%以下と従前の格納容器内の酸素濃度の運転上の制限3.5%以下の両者を運転上の制限に記載してはどうか。	TS-81 DB条文コメント回 答資料	条文の運転上の制限の記載を1.8%以下だけでなく、3.5%以下についても追記した。また を追記し、1.8%以下に格納容器圧力逃がし装置内における水素燃焼防止のための制限値、3.5%以下に原子炉格納容器内の水素及び酸素濃度を可燃限界未満に維持するための制限値の記載も合わせて追記した。	
158	ヒヤリング	2020/7/14	59条 (TS-73)	原子炉停止の判断の流れについて、第59条及び第60条の要求される措置と第73条(運転上の制限を満足しない場合)の(1)の適用との関係を整理して説明すること。	TS-73	TS-73に別紙を追加し、整理した内容を記載した。	
159	ヒヤリング	2020/7/14	61条 (TS-86)	燃料移送系のタイラインのバルブについて、機能を期待するのであれば、LCO対象であることを条文中で明確にすること。	TS-86 DB条文コメント回 答資料	第61条とTS-86にLCO対象であることを追加した。	
160	ヒヤリング	2020/7/14	62条	表62-1の注釈4について、6号炉のA系も「A及びA-2」と構成となっているように読めるので記載を適正化すること。	DB条文コメント回 答資料	第62条の記載を修正し、6号炉と7号炉で別々の記載とした。	
161	ヒヤリング	2020/7/16	添付3 (TS-42)	TS-42 P7 「7号炉の原子炉主任技術者」が冗長であり、条文案の文章を見直してはどうか。	TS-42	TS-42の当該記載部分、「7号炉の原子炉主任技術者については、」の記載を削除した。	
162	ヒヤリング	2020/7/16	第5章 燃料管理	ヒヤリング説明資料 保安規定 第5章 燃料管理(第79条～86条) 保安規定の反映要否の判断の理由について、記載を充実させること。(備考欄の記載の充実)	コメント回答資料 第5章 燃料管理	保安規定第5章 燃料管理(第79条～第86条)の備考欄の記載を追加した。	